産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領様式　新旧対照表

改　　正　　後

別記第１号様式（第４関係）

納税対応状況申出書

年　月　日

総合振興局長（振興局長）様

補助事業者（団体等名及び代表者氏名）
取組主体（団体等名及び代表者氏名）

（略）

注１～３　略
４　補助事業者が取り組み主体の場合にあっては、「取組主体（団体等名及び代表者氏名）」の記載は不要。
５　補助事業者が取組主体と異なる場合（間接補助金の場合）にあっては、各取組主体ごとに作成すること。この場合、「補助事業者（団体等名及び代表者氏名）」欄は補助事業者名のみを記載すること。

別記第２号様式（第６－１関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

年　　月　　日に申請のあった産地生産基盤パワーアップ事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　印

１　この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補　助　対　象　経　費			補助金の額	完了期限
	区分	費目	金額	金額	
産地生産基盤パワーアップ事業	整備事業	（略）	円	円	年　月　日
	基金事業	収益性向上対策のうち生産支援事業 （略）			

現　　行

別記第１号様式（第４関係）

納税対応状況申出書

年　月　日

総合振興局長（振興局長）様

補助事業者（団体等名及び代表者氏名）　㊞
取組主体（団体等名及び代表者氏名）　㊞

（略）

注１～３　略
４　補助事業者が取り組み主体の場合にあっては、「取組主体（団体等名及び代表者氏名）㊞」の記載は不要。
５　補助事業者が取組主体と異なる場合（間接補助金の場合）にあっては、各取組主体ごとに作成すること。この場合、「補助事業者（団体等名及び代表者氏名）㊞」欄は補助事業者名のみを記載すること。

別記第２号様式（第６－１関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

年　　月　　日に申請のあった産地生産基盤パワーアップ事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　印

１　この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補　助　対　象　経　費			補助金の額	完了期限
	区分	費目	金額	金額	
産地生産基盤パワーアップ事業	整備事業	（略）	円	円	年　月　日
	基金事業	収益性向上対策のうち生産支援事業 （略）			

		収益性向上対策のうち効果増進事業 （略）			
		災害等緊急事業 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第５の１のただし書により実施する災害等緊急事業			
		生産基盤強化対策 （略）			
合　　計					

２　補助対象経費の区分相互間の経費の流用はできません。

３　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争等に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

４　補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和４年４月１日付け農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。）別記様式第１号参考様式又は産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記様式第２号により農林水産省の機関（国土交通省北海道開発局を含む。）から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

５　次に該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

(1) 補助事業の内容の変更

ア　取組主体の変更

イ　費目（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領（平成28年５月26日付け農産第304号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。）第９の１の（１）のイに定めるものをいう。以下同じ。）の新設又は廃止

ウ　費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

（ア）費目ごとの補助対象経費の３０パーセントを超える増減（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。）

（イ）費目ごとの補助金額の３０パーセントを超える減又は補助金額の増（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。）

６　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

７　補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

８　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

９　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

10　前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

11　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

		収益性向上対策のうち効果増進事業 （略）			
		災害等緊急事業 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱第２のただし書により実施する災害等緊急事業			
		生産基盤強化対策 （略）			
合　　計					

２　補助対象経費の区分相互間の経費の流用はできません。

３　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争等に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

４　補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成31年４月１日付け30生産第2220号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「強い農業・担い手づくり事務取扱い」という。）別記様式第１号参考様式又は産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和２年２月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別記様式第２号により農林水産省の機関（国土交通省北海道開発局を含む。）から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

５　次に該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

(1) 補助事業の内容の変更

ア　取組主体の変更

イ　費目（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領（平成28年５月26日付け農産第304号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。）第９の１の（１）のイに定めるものをいう。以下同じ。）の新設又は廃止

ウ　費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

（ア）費目ごとの補助対象経費の３０パーセントを超える増減（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。）

（イ）費目ごとの補助金額の３０パーセントを超える減又は補助金額の増（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。）

６　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

７　補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

８　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

９　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

10　前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

11　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

12　補助事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

13　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

14　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。

15　額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

16　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

17　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第22の１に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定をもって総合振興局長（振興局長）の承認があったものとします。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価、又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は、この限りではありません。

18　前項の申請により総合振興局長（振興局長）の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

19　前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

20　補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

21　補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。

22　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び取組主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

23　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

12　補助事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

13　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

14　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。

15　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

16　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第22の１に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、総合振興局長（振興局長）の承認があったものとします。

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は、この限りではありません。

17　前項の申請により総合振興局長（振興局長）の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

18　前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

19　補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

20　補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。

21　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び取組主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

22　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

24　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

25　第８項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

26　補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、交付等要綱、事務取扱要領の定め及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）並びにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（　　部　　課　　係）

注１　申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。

２　表中の「区分」及び「費目」のうち、必要のない項目がある場合には、適宜削除して使用すること。
なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄に追加して使用すること。

３　補助事業の内容が間接補助事業のみの場合にあっては、第12項を次のように変更して使用すること。
12　補助事業者は、取組主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

４　補助事業の内容に間接補助事業を含む場合にあっては、第12項に次の事項を追加すること。
ただし、間接補助事業の場合にあっては、補助事業者は、取組主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

５　納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を行った場合には、次の事項を追加すること。
（１）補助事業者は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、取組主体における消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
（２）補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により取組主体における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第３号様式によりその金額（実績報告において、１により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の５月31日までに、同様式により総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

６　補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
（１）補助事業者は、この補助金を間接補助金として、取組主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
なお、この場合において、「総合振興局長（振興局長）」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものと

23　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

24　第８項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

25　補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和２年２月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和２年２月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号及び元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。）、交付要綱、事務取扱要領の定め及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）並びにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（　　部　　課　　グループ(係)）

注１　申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。

２　表中の「区分」及び「費目」のうち、必要のない項目がある場合には、適宜削除して使用すること。
なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄に追加して使用すること。

３　補助事業の内容が間接補助事業のみの場合にあっては、第12項を次のように変更して使用すること。
12　補助事業者は、取組主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

４　補助事業の内容に間接補助事業を含む場合にあっては、第12項に次の事項を追加すること。
ただし、間接補助事業の場合にあっては、補助事業者は、取組主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

５　納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を行った場合には、次の事項を追加すること。
（１）補助事業者は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、取組主体における消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
（２）補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により取組主体における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第３号様式によりその金額（実績報告において、１により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の５月31日までに、同様式により総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

６　補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
（１）補助事業者は、この補助金を間接補助金として、取組主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
なお、この場合において、「総合振興局長（振興局長）」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとし

します。
（２）補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をしなければなりません。

別記第３号様式（第６－３関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　様

補助事業者名

年度産地生産基盤パワーアップ事業消費税仕入控除税額等報告書

（略）

別記第３号様式別紙
（略）

別記第４－１号様式（第６－２関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）　印

補助金の不交付の決定について（通知）
（略）

（　　部　　課　　係）

別記第４－２号様式（第６－５関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）

補助金の交付の決定について（通知）
年　　月　　日申請の　　事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。
なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。
記

ます。
（２）補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をしなければなりません。

別記第３号様式（第６－３関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　様

補助事業者名　㊞

年度産地生産基盤パワーアップ事業消費税仕入控除税額等報告書

（略）

別記第３号様式別紙～ 別記第４－１号様式（第６－２関係）
（略）

別記第４－１号様式（第６－２関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）　印

補助金の不交付の決定について（通知）
（略）

（　　部　　課　　グループ(係)）

別記第４－２号様式（第６－５関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）　印

補助金の交付の決定について（通知）
年　　月　　日申請の　　事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。
なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。
記

この補助金は、申請により概算払をしますので、概算払が必要な場合は、補助金等概算払申請書を提出してください。

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第５－１号様式（第９－２関係）
（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請の　　事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。
（略）

（　　部　　課　　係）

別記第５－２号様式（第９－２関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請の　　事業に係る計画の変更を承認し、　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

（略）

（　　部　　課　　係）

別記第６号様式（第10－２関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請に係る、　　事業の中止（廃止）については承認します。〔次の理由により承認しません。〕
（略）

（　　部　　課　　係）
（略）

別記第７～８号様式

（略）

この補助金は、申請により概算払をしますので、概算払が必要な場合は、補助金等概算払申請書を提出してください。

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第５－１号様式（第９－２関係）
（略）

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請の　　事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。
（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

別記第５－２号様式（第９－２関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請の　　事業に係る計画の変更を承認し、　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

別記第６号様式（第10－２関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請に係る、　　事業の中止（廃止）については承認します。〔次の理由により承認しません。〕
（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））
（略）

別記第７号様式（第11－１及び第14関係）

（略）

別記９号様式（第11－２関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、　　事業の執行を次のとおり指示します。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記９号様式（第11－２関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、　　事業の執行を次のとおり指示します。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第10－１号様式（第12－１、第15－４及び第23－２関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による　　事業に係る補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

（　　部　　課　　係）

別記第10－１号様式（第12－１、第15－４及び第23－２関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による　　事業に係る補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

別記第10－２号様式（第12－１、第15－４及び第23－２関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による　　事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第10－２号様式（第12－１、第15－４及び第23－２関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による　　事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第10－３号様式（第12－１、第15－４及び第23－２関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第10－３号様式（第12－１、第15－４及び第23－２関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第10－５号様式（第12－１関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を次のとおり変更します。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第10－５号様式（第12－１関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を次のとおり変更します。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第10－６号様式（第23－２関係）
（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金金　　円の返還を命じます。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第10－６号様式（第23－２関係）
（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金金　　円の返還を命じます。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第11－１号様式（第13－２関係）
（記号）第　　号
　　年　　月　　日
（補助事業者）

総合振興局長（振興局長）印

○○事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、　　事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので、通知します。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第11－１号様式（第13－２関係）
（記号）第　　号
　　年　　月　　日
（補助事業者）

総合振興局長（振興局長）印

○○事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、　　事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので、通知します。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第11－２号様式（第13－３関係）

（記号）第　　号
　　年　　月　　日
（補助事業者）

総合振興局長（振興局長）印

○○事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、　　事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので、通知します。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第11－２号様式（第13－３関係）

（記号）第　　号
平成　　年　　月　　日
（補助事業者）

総合振興局長（振興局長）印

○○事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、　　事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので、通知します。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第12－２号様式（第15－２関係）
（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金に係る　　事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

（略）

（　　部　　課　　係）

（略）

別記第12－２号様式（第15－２関係）
（記号）第　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金に係る　　事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

（略）

別記第12－３号様式（第15－３関係）
（記号）第　　号達

別記第12－３号様式（第15－３関係）
（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号達で命じた事業の遂行の停止を解除します。
（略）

（　　部　　課　　係）

別記第14号様式（第16－１関係）

補助事業に係る機械導入完了報告書

（記号）第　　号
年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　　様

（補助事業者名）
（略）

別記第15号様式（第１６－２関係）
補助事業等に係る建設工事完成検査調書
（略）
所　属
検査員
職氏名

（略）

別記第16号様式（第１７関係）（略）

別記第17ー１号様式（第１９ー１関係）
（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）印
補助金の額の確定について（通知）
（略）

（　　部　　課　　係）

別記第17ー２号様式（第１９ー２関係）
（記号）第　　号達
（補助事業者）
年　　月　　日付け（記号）第　　号で通知した　　事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。
（略）

（　　部　　課　　係）
（略）

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号達で命じた事業の遂行の停止を解除します。
（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

別記第14号様式（第16－１関係）

補助事業に係る機械導入完了報告書

（記号）第　　号
年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　　様

（補助事業者名）㊞
（略）

別記第15号様式（第１６－２関係）
補助事業等に係る建設工事完成検査調書
（略）
所　属
検査員
職氏名　　㊞

（略）

別記第16号様式（第１７関係）（略）

別記第17ー１号様式（第１９ー１関係）
（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）印
補助金の額の確定について（通知）
（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

別記第17ー２号様式（第１９ー２関係）
（記号）第　　号達
（補助事業者）
年　　月　　日付け（記号）第　　号で通知した　　事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。
（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））
（略）

（別添１）
別記第18号様式（第20関係）　（略）

別記第19号様式（第22ー４関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）印

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

（略）

（　　部　　課　　係）

別紙

財産処分報告書

年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　様

補助事業者

（略）

（別添１）
別記第18号様式（第20関係）　（略）

別記第19号様式（第22ー４関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

総合振興局長（振興局長）印

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

（略）

（　　部　　課　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ（係））

別紙

財産処分報告書

年　　月　　日

総合振興局長（振興局長）　様

補助事業者　㊞

（略）